

令和3年10月4日

お客さま各位

松本市丸の内1番1号
松本信用金庫

「家族信託」制度の取扱開始について

当金庫では、高齢化が進展する社会環境の中で、お客さまの財産管理・資産承継ニーズにお応えするため、下記にて家族信託制度の取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱開始日

令和3年10月4日（月）より

2. 取扱業務

- (1) 信託財産を専用に管理する「家族信託預金口座」の開設
- (2) 不動産（信託財産）の管理等に伴うご融資のご相談
- (3) 家族信託契約の組成（信託契約書作成）のための専門家の紹介

3. 家族信託預金口座の概要

- (1) 取引種類：普通預金・決済用普通預金
- (2) 口座名義：委託者〇〇 受託者×× 信託口
- (3) 口座開設手数料：55,000円（消費税込）
- (4) その他
 - ① 信託契約書は、専門家（士業）により作成された公正証書に限ります。
 - ② 家族信託預金口座開設には、当金庫所定の審査があり1週間程度お時間をいただきます。また、結果により開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ③ その他にも、ご注意いただく事項がございますので前もってご確認ください。

以上

お問合せ先：お近くの営業店窓口または営業統括部（0263-35-0008）まで

（窓口営業時間：平日9：00～15：00・お電話受付時間：平日9：00～17：00）

